



花いっぱいまちづくり運動推進中

活動状況や
お花スポットなど、
情報を随時募集
しています!

市内では、地区コミュニティ協議会や事業所、各種団体などが、さまざまな場所で花いっぱいまちづくり運動を展開中です。その時々街の風景に「季節の花々」たちが華を添えてくれています。今月も花いっぱい、話題いっぱいをご紹介します。

【問合せ】=本庁環境課生活環境グループ ☎(23)5111(内線2741)

彼岸花

鳥丸地区コミュニティ協議会 会長 鍋倉 良治

平成5年の宍野圃場中央道線(通称)彼岸花・田の神ロードの工事着工を機に、「むらづくり活性化と住民の生きがいづくり」の一環として、宍野上・宍野下自治会による彼岸花植栽計画がまとまりました。

3年計画で進められ、1年目は大隅町根占に視察するなど検討を重ねました。2年目・3年目で計600kgを幼児から高齢者まで両自治会総出で、中央道線沿道土手に植栽し、株分けしながら増やし続け現在に至っています。

最近では、県道阿久根東郷線沿いにも、株分けした球根を植え、彼岸花・田の神ロードとともに、収穫前の稲穂とのコントラストがとても鮮やかな秋の風物となりました。通行中の人の目も楽しめる、「彼岸花の里」として鳥丸地区の名所となっています。



彼岸花・田の神ロード

甌路に咲く自然からの恵み

上甌地区コミュニティ協議会 会長 石原 昭憲

10月の台風18号・19号が去り、甌島の地にもようやく秋の気配が訪れました。猛暑の山野に咲き乱れていた市花の「カノコユリ」に代わり、芙蓉の花が秋空の甌路に今が盛りとピンクの花びらを見せてくれました。芙蓉の花の咲き誇る姿は、まさに大自然の恵み。甌島の素晴らしい景観とともに、ここを訪れてくれた人々の心を癒し、和ませてくれました。県道桑之浦里港線で10月末まで見られました。



かのこゆりの妖精 カノッコ



県道桑之浦里港線

清涼保育園ふれあい花壇

10月18日(土)、「花を愛する心優しい子どもたちに成長してほしい」という願いを込めて、清涼保育園にふれあい花壇を設置しました。花キューピット協同組合の社会貢献活動として、福一生花店今村三郎さんらのご指導のもと、園児約40人が参加し実施しました。



川内汚泥再生処理センター施設開放

同センターでは、市民に施設を自由に見学してもらうため施設を開放し、同時にイベントを開催します。
【時】平成27年1月25日(日)10時〜15時
【所】川内汚泥再生処理センター(五代町7644-13)
▼花いっぱいまちづくり推進事業の一環で、花の苗などを配付します。
詳細については、次号の情報掲示板でお知らせします。

政治家からの寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

【問合せ】=選挙管理委員会事務局 ☎(23)5111(内線1411)

①政治家の寄附の禁止
年未年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンです。政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
政治家が選挙区内の人に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず禁止されており、罰則もあります。また、政治家以外の人が政治家名義の寄附をすることも同様に禁止されています。

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内の人に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。また、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

④後援団体の寄附の禁止
後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の人に対して、花輪・供花・香典・祝儀これらに類するものを出すこと。後援会の設立目的の行事や、事業に関わり合い寄附を選挙区内の人に対すること。これらの行為は、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

⑤年賀状などのあいさつ状の禁止
政治家は、選挙区内の人に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。



⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止
政治家や後援団体が、選挙区内の人に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

**みんなで徹底しよう
「三ない運動」**

政治家と有権者とのつながりは大切ですが、相手の立場を理解し、「三ない運動」のルールを守って、明るくきれいな選挙を目指しましょう。

- 一、政治家は有権者に「贈らない」
- 二、有権者は政治家に「求めない」
- 三、寄附は絶対に「受け取らない」